

平成20年5月7日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 太 陽 工 機
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 渡 辺 登
(コード番号：6164 ジャスダック)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 幸 田 敏 夫
(TEL 0258-42-8808)

取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成20年5月7日開催の当社取締役会において、当社取締役及び監査役に対する報酬として、ストック・オプションとして新株予約権を発行する議案を、平成20年6月20日開催予定の当社第23期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の業績向上や企業価値の増大及び株主重視の経営意識を高めることを目的とし、当社の取締役及び監査役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 報酬等の額

当社取締役及び監査役の報酬額とは別枠として、当社取締役に対して年額1,500万円を、当社監査役に対しては年額500万円を上限として、ストック・オプションとして発行する新株予約権について報酬額を設定するものであります。

3. 新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式とし、取締役については40,000株を、監査役については10,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる新株予約権を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

(2) 新株予約権の数

取締役については400個、監査役については100個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。）ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金額

割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額(それぞれの割当日においてブラックショールズモデルにより算定された新株予約権1個あたりの価額)に、新株予約権の総数を乗じて得た額とする。

また、取締役及び監査役に対して新株予約権の公正価値に相当する金銭報酬を支給することとし、当該報酬請求権と新株予約権の払込金額を相殺するものとする。

(4) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算出方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次に算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成22年7月1日から平成25年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任

した場合のほか、正当な理由のある場合にはこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、 に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

その他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が前記（ 7 ）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(1 0) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上